

リニア中央新幹線事業に関する発生土活用候補地募集要領

1 応募資格

南木曾町内に候補地を所有し、自己の責任で各種法令に基づく対応、造成等が可能な個人又は法人等

2 応募条件

南木曾町内の100立米以上の活用が見込める土地であり、
かつ、10トンダンプでの行き来が可能な土地であること

3 応募手続き

- (1) 申込み先 南木曾町役場 もっと元気に戦略室
- (2) 受付期間 令和7年3月3日以降随時
※JR東海の事業進捗状況により中止する可能性があります。
- (3) 応募方法 下記問い合わせ先まで申請書類等を提出
※発生土活用候補地申請書は町HPからのダウンロード、
もしくは、役場もっと元気に戦略室までお問い合わせください。

○問い合わせ先

〒399-5301 木曾郡南木曾町読書3668番地1

南木曾町役場 もっと元気に戦略室

担当 室長：鈴木 係長：樋口 主任：加藤

TEL：0264-57-2001 FAX：0264-57-2270

Eメール：genki-senryaku@town.nagiso.lg.jp

4 候補地の選定

応募された候補地については、町が現況の確認等を行い、JR東海へ情報を提供します。
提供された候補地については、立地条件、法規制などの観点に基づき、JR東海にて選定を行います。

5 注意事項

- (1) JR東海へ情報提供後、関係者との調整はJR東海が実施します。その結果によっては、最終的な発生土活用候補地に選定されない場合があります。
- (2) JR東海が発生土活用候補地に決定した土地については、原則、別紙「発生土活用候補地に係る役割分担等について」記載のとおり進む予定です。
- (3) 本要領に基づいてJR東海が行うのは発生土の運搬のみであり、造成等は原則、申請者が施工することになります。内容を確認の上、活用候補地の検討をお願いします。なお、骨材として利用するなどの商業利用は出来ません。
- (4) 1万立米未満の発生土の運搬に際し、南木曾町、JR東海等と別途文書を取り交わします*。
※町道を通行する場合